

令和2年11月定例会 文教厚生委員会（事前）

令和2年11月25日（水）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

須見委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（14時32分）

これより、教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の11月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料，説明資料（その2））

- 議案第4号 徳島県学校職員給与条例の一部改正について
- 議案第6号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第14号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 教員時間外在校等時間調査結果（速報値）について（資料1）
- 「とくしまの学校における働き方改革プラン」の改定（案）について（資料2）
- 徳島県GIGAスクール構想推進本部（第2回）開催結果の報告について
(資料3)
- 新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会最終報告書（案）について
(資料4-1，4-2)
- コロナ禍における児童生徒の心の状態に関する実態調査について（資料5）

榊教育長

11月定例会県議会に提出を予定いたしております教育委員会関係の議案等につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、開会日での先議をお願いいたしております条例案1件に加えまして、令和2年度11月補正予算案，繰越明許費，債務負担行為及び条例案1件でございます。

それでは、お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

（1）の条例案でございます。

アの徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和2年11月6日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について期末手当の改定を行うものであります。

施行期日は、12月期の支給割合を100分の130から125に引き下げる改正については公布の日から、6月期の支給割合を100分の130から127.5に引き下げるとともに、12月期の支給割合を100分の125から127.5に引き上げる改正については令和3年4月1日からでござ

います。

続きまして、お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料（その2）の1ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算の総括表でございます。

今回の一般会計補正予算の総額は、表の最下段の計の欄に記載しておりますとおり、3,950万円の増額をお願いいたしております。

この結果、令和2年度一般会計予算の総額は822億6,333万1,000円となっております。

続きまして、3ページをお開きください。

課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

特別支援教育課でございます。

①特別支援学校施設整備事業費におきまして、アの新時代対応！国府支援学校整備事業では、当委員会での御論議や新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会での御意見を踏まえ、校舎の狭あい化・老朽化が進む国府支援学校をダイバーシティ社会形成の先導モデルとして整備、機能強化することに要する経費といたしまして、3,950万円を計上いたしております。

続きまして、4ページをお開きください。

次に、繰越明許費についてでございます。

学校教育課における総合教育センター管理運営費では、GIGAスクール構想加速化事業におきまして、繰越予定額1,063万8,000円をお願いするものでございます。

特別支援教育課における特別支援学校施設整備事業費では、3ページで御説明いたしました新時代対応！国府支援学校整備事業につきまして、繰越予定額としてお願いするものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

次に、債務負担行為についてでございます。

特別支援教育課の先の補正予算案に関連し、特別支援学校施設整備事業設計委託契約について、限度額3億5,550万円とし債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

（1）の条例案でございます。

アの義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、1年単位の変形労働時間制を条例により実施できることとされたことに伴い、本県においても当該変形労働時間制を実施できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

施行期日は令和3年4月1日からでございます。

以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして、5点、御報告させていただきます。

1点目は、教員時間外在校等時間調査結果（速報値）についてでございます。

お手元にお配りしております資料1を御覧ください。

教員の勤務時間の状況を把握するため平成29年度から毎年10月に調査を行っておりますが、この度、本年10月の調査結果が取りまとまりましたので、その速報値について御報告

させていただくものです。

まず、公立小中学校につきましては、1、調査方法にありますように、平成29年度から行っている調査と同様に抽出調査とし10月の時間外在校等時間の状況を報告いただきました。

3、調査結果につきましては、一人当たりの平均時間外在校等時間は、小学校では1週間当たりの総時間外在校等時間は11時間23分となっております。中学校では15時間33分となっております。

次に、県立学校につきましては、1、調査方法にありますように、出退勤管理システムを活用し、本年4月1日から10月31日までの7か月間について時間外在校等時間を集計いたしました。

3、調査結果につきましては、7か月での平均は約23時間となっております。

公立小中学校、県立学校のいずれも昨年との比較では減少しておりますが、例えば中学校においては、依然として指針の上限である月当たり45時間を超えているという状況が明らかになったことから、今後も引き続き、長時間勤務の改善や教員の負担軽減に向け、学校における働き方改革を着実に推進してまいります。

2点目は、とくしまの学校における働き方改革プランの改定（案）についてでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

1の概要でございますが、平成30年度に現在のプランを策定し、今年度が計画期間の最終年度となっております。

先ほどの資料1で御報告申し上げましたとおり、時間外在校等時間の削減については一定の効果はあったところでございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正やデジタル社会の本格到来等を踏まえ、プランの改定を行いたいと考えております。

2の計画期間につきましては、来年度から令和5年度までの3年間でございます。

現行プランの主な成果として、①県立学校への出退勤管理システムの導入、②管理職の意識改革、③教員研修の抜本的見直しなどを行ってまいりました。

3の改定案の主な内容でございますが、（1）目標として、令和5年度までに月当たりの一人当たり平均時間外在校等時間を今年度比で25パーセント以上削減することとしたいと考えています。

裏面に参りまして、施策の体系についてでございますが、現行プランの五つの柱を次期プランでは、三つの共通的留意事項と四つの柱に再編成したいと考えています。

主な取組として、①タイムマネジメントの徹底では公立小中学校における来年度からの出退勤管理システムの導入、②業務改善の更なる推進ではGIGAスクール構想の実装による授業形態や手法の進化など、③外部人材の積極的活用では新たにGIGAスクールサポーターや図書館サポーターの活用、④部活動の適正化では地域との連携など、国の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革への対応と取組などを検討しています。

今後、小中高等学校、特別支援学校の教頭等で構成する学校における働き方改革推進チーム等での議論を通じてプランの改定案を策定し、2月定例県議会の委員会において報告させていただきたいと考えております。

3点目は、徳島県GIGAスクール構想推進本部（第2回）開催結果の報告についてでございます。

お手元の資料3を御覧ください。

去る10月15日に第2回の会議を開催いたしました。

まず、1の共通アプリケーションにつきましては、学校へのアンケートを基に、各学校で共通に利用する共通アプリケーションとして、表1の県立学校モデル、表2の市町村立学校への推奨モデルを決定いたしました。

次に、2の家庭における通信環境の確保対策につきましては、家庭でのWi-Fiを含む既存通信環境の利用を原則とし、未整備の家庭には国の支援制度等を活用した整備の協力を求めることとしております。

4の情報発信につきましては、10月23日に開設した専用ホームページ等を活用して、幅広く情報発信していくこととしております。

最後に、5の今後のスケジュールにつきましては、12月中旬に第3回推進本部会議を開催し、最終報告書をまとめることとしております。

なお、教員への研修は、第3回推進本部会議の後、12月中を目途に開催することとしております。

4点目は、新しい時代における特別支援学校の在り方検討委員会最終報告書（案）についてでございます。

お手元にお配りしております資料4-1と資料4-2を御覧ください。

資料4-1で説明させていただきます。

これまでに4回の会議を開催し、最終報告書（案）が取りまとめられました。

まず、県立特別支援学校の課題として、施設の老朽化や県東部の特別支援学校における狭あい化、ダイバーシティ実現に向けた地域への働き掛けの強化などが挙げられ、こうした課題を解決するための方策として、まず1点目、国の「設置基準」を踏まえた基本機能の充実では国の示す設置基準や新しい生活様式に対応した教育環境整備の必要性、2点目、地域を学習の場とする「新たな教育内容」の創造ではみなと高等学園による先駆的取組の展開や児童生徒が地域で学んだり、地域の方が学校を訪れる機会を増やす教育の推進、3点目、新たな教育内容を支える「施設整備」では地域一体型のキャリア教育や地域の防災拠点としての機能強化、4点目、ダイバーシティ社会の形成に向けた方策ではみなと高等学園に続く新たな先導モデルとして国府支援学校の整備の必要性などが提示されております。

12月に開催される第5回の検討委員会では、この最終報告書（案）について、現在進行中のパブリックコメントの意見反映も含め、最終の御協議を頂く予定としております。

5点目は、コロナ禍における児童生徒の心の状態に関する実態調査についてでございます。

お手元の資料5を御覧ください。

この調査は、9月定例県議会付託委員会において御報告いたしましたスクールカウンセラーを対象にした児童生徒からの相談内容に関する調査結果を受け、児童生徒の心の状態をより具体的に把握するため児童生徒、教職員を対象に実施したものでございます。

調査は、抽出した県内の公立学校の児童生徒2,544名及び担任、養護教諭、教育相談

コーディネーターの教職員250名を対象に、調査期間を10月3日から10月23日としてコロナ禍における心の状態についてアンケートを行いました。

児童生徒への主な調査項目と結果として、今年4月から現在までの不安や悩み、ストレスについては、かなり増えている、少し増えていると答えた児童生徒が44.3パーセントでございました。

現在の心の状態について聞いたところ、不安や悩み、ストレスがある、少しあると答えた児童生徒は60.8パーセントであり、そのうち39.2パーセントが新型コロナウイルスが関係する不安や悩み、ストレスを抱えていることが分かりました。

その不安や悩み、ストレスの主なものは自分や家族に感染すること、学校行事のこと、文化・スポーツ（部活動を含む）のことなどとなっております。

教職員への調査では、77.2パーセントの教職員が児童生徒の不安や悩み、ストレスに新型コロナウイルスが影響していると答えており、その主なものは学校行事のこと、自分や家族に感染すること、学校へ行くことなどとなっております。

今後の対応といたしましては、本調査結果を学校と情報共有し教育相談の充実のための資料として活用することで、児童生徒の不安や悩み、ストレスに適切に対応してまいります。

報告は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

須見委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、質疑をどうぞ。

井下委員

教員時間外在校等時間調査結果（速報値）についてお伺いいたします。

まず、この評価と改善、あととくしまの学校における働き方改革プランの改定がございまして、そちらへの反映についてどのようにされるのか、お伺いいたします。

長町教育次長

ただいま井下委員から、教員時間外在校等時間調査結果（速報値）についての御質問を頂きました。

まず、どのように評価しているかということでございます。

現行の働き方改革プランにおきましては、平成29年度に比べて今年度までに25パーセント縮減するというのが目標でございました。

今年度、小学校では24パーセント、それから中学校ではちょうど25パーセントの縮減となったところでございます。まだ45時間をオーバーしているということで多い部分はあるのですけれども、毎年減少してきたということは言えると思います。

その要因としては、やはり現行プランに基づきまして、業務改善の推進や外部人材の活用等に取り組んできた成果であると考えています。

また、今年度は特に新型コロナウイルス感染症ということがございました。

こちらについては、この働き方改革に大きな影響を及ぼしたと思われますけれども、この働き方改革の点から見るとマイナス面とプラス面、両面があったのではないかと思います。

まずマイナス面としては、学校を再開した6月、7月あたりに学習の遅れを取り戻すというための補助授業の実施、消毒や検温など健康観察といったような新しい生活様式の実践を徹底する必要がありましたので、この点で教員の負担、在校等時間も増していたと考えられます。ただ、現在の10月時点においては、この点についてはかなり落ち着きを取り戻しつつあるかと考えています。

また、一方でプラス面もございまして、研修の見直しや精選、学校行事やPTA行事の精選や縮小、場合によっては中止ということがありました関係で、この10月に関しては、そうした面がより現れたのではないかと考えているところです。

また、教員にとってのコロナ禍というのは、これまでの働き方をゼロから見直すための大きなきっかけになったというようなお話も伺っているところでございます。

今後、プランを改定いたしますので、引き続き、この働き方改革をプランの改定に盛り込んでいきまして、推進してまいりたいと考えているところでございます。

井下委員

現行の目標値はおおむね達成しつつあるというのは大変すばらしいと思います。

また、先ほど新型コロナウイルス感染症の話も出ましたが、今年はPTA活動等もなかなかできてないというのもあって、逆にそれがいいのか悪いのかということももちろんあるとは思いますが、しっかりその辺も評価、分析していただきたいと思います。

先ほど、外部人材の活用というのが大きく影響しているのではないかとのことでもございました。

以前の一般質問でも言わせていただいたのですが、引き続きいろいろなところで学びのサポーターや部活動の外部指導員、スクール・サポート・スタッフ等を新型コロナウイルス感染症に関係なく、お金が掛かることでもありますので、しっかりプランを立ててやっていただきたいと思うのです。

それともう1点、働き方改革プランへの反映というところで、今回出していただいたのは公立小中学校のデータということで、現在、小中学校の超過勤務というのが高校よりも高いという水準であるということもありまして、市町村教育委員会との連携というのもプランの中にしっかりと含めていってほしいと思っておりますが、この辺についても御意見をお伺いします。

長町教育次長

外部人材の活用と市町村との連携という観点での御質問でございます。

この働き方改革において、教職員の業務に対応するために地域における外部人材の積極的な活用が必要不可欠となっております。

これまでもスクール・サポート・スタッフ、また部活動指導員といったところの人数を毎年増やしてきているところでございますし、今年度はコロナ禍における児童生徒の学びのサポートをするために、8月下旬から学習指導員、学びサポーターとして200名近くの

人数を配置したところでございます。

校長先生や教頭先生から話を伺うと、これらの外部人材の活用は確実に教職員の負担軽減につながっている、大変有り難いというお話を伺っております。

これまで教員が担っていた業務について、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、学習指導員のトータルでいいますと約250名が配置されておりますことから、時間外在校等時間の削減に大きく寄与したと考えています。

外部人材の活用については、今後新たに設置するGIGAスクールサポーター等も含めまして、重要な柱として、引き続き積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、市町村との連携についてでございますけれども、現行プランにおいては、県、市町村教育委員会及び学校が一体となって働き方改革に取り組んでいけるよう密接な連携に努めてきたところでございます。

新プランの改定に当たりまして、小中高等学校、支援学校の教頭先生で構成いたします学校における働き方改革推進チームにおきまして意見交換を行ったり、市町村教育長会や小中学校校長会といったところとも連携いたしまして、プラン改定の概要について説明する予定としているところでございます。

新プランにおいても、引き続き、子供たちにとってより良い教育活動を行うことができるよう、保護者、地域の御理解、御協力の下、これまで以上に連携を深めまして、県、市町村教育委員会及び学校が一体となって、教員の働き方改革に取り組んでいけるようにしていきたいと考えているところでございます。

井下委員

是非、積極的に取り組んでください。

外部人材に関しましては地域の偏在という問題も抱えております。

その中で、休学している大学生の活用とかいろいろな提案をさせていただいたのですが、この中で深刻というわけではないのですが、部活動の指導員というところかというと、なお一層偏在しているようなところがございますので、その辺のことについても市町村としっかり連携しながらやっていただきたいと思いますと思っております。

それで、小中高等学校とそれぞれ事情が違いますし、恐らく業務の内容というのもそれぞれの学校でも違うかと思うのですが、その中で中学校だけ少し取り上げさせていただいて、土日の1週間当たり4時間14分、この主な原因を教えてください。

長町教育次長

中学校での土日の時間外在校等時間ということでございます。

小学校が29分にとどまっているのに比べまして、非常に多くなっております。

これは、恐らく部活動によるものであらうと考えているところでございます。

井下委員

そうだと思います。

そこで、前回の委員会でも少しお話しさせてもらったのですが、付託委員会ですっかりお話ししたいと思っておりますが、プランを作るに当たりまして、中学校の部活動

というところの在り方をしっかり検討していただけないかと思っております。

二つ理由がありまして、部活動をやるということは別に反対もしませんし、むしろ賛成なのですが、やはり超過勤務という観点と、もう一つは、うちの娘がちょうど中学生なのですけれども、中学生には余りにも時間がないのです。

学校から家に帰ってきて、土日なんかでも親と出掛けたりコミュニケーションを取るという時間がなかなか少なくなっています。

その中で、今後、地域との連携やコミュニティスクール、またGIGAスクールでいろいろな新しい可能性を導き出せる時間というのが取れるはずなので、この部活動の時間をしっかりとうまく利用していただきたいと思っております。

先ほども言いましたが部活動自体を否定するつもりはございません。

そこにしっかりとした思いを持って学校に進学していく方もいますし、その支援というのはしっかりやっていただきたいと思うのですが、何となく部活動をしなければいけないという思い込みでしている中学生は結構いるかと思しますので、入り口の時点とその過程でいろいろな可能性とその機会を与えられるように、この働き方改革のプランに入れられるのかどうか分からないのですが、その辺もしっかりと検討した上でプランの改定に当たっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

吉岡体育学校安全課長

ただいま井下委員から、部活動の在り方についての御質問を頂きました。

中学校の部活動については、中学校学習指導要領においても教育課程外の活動といたしまして、生徒の自主的、自発的な参加により行われるということになっております。

また、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、活動の場を地域社会に広げたり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える場となる機会ということも期待されております。

この中で、部活動に一生懸命集中すること、これはこれですばらしいことですけれども、これによりまして逆に世界が狭まってしまうということ、それもまた考えなければならぬことかとも思っております。

今日におきましては、部活動以外にも地域スポーツやクラブチームでの活動であったり、様々な文化芸術活動やボランティア活動など、生徒のニーズというのは多様化しております。

生徒たちが、様々な選択肢の中から自ら学ぶ機会を自ら選ぶということが重要でございますので、国の部活動ガイドラインや徳島県の部活動の在り方に関する方針によりまして、部活動以外にも多様な活動を行うことができるように休養期間の設定ということも明記されておりますので、このように部活動以外にも生徒たちが学んで様々な経験をする機会をしっかりと作ることが大切であると考えております。

井下委員

最後になりますが、今おっしゃっていただいたことは本当にそのとおりだと思います。

部活動を一生懸命やっている子はいますし、それによって将来にいろいろな可能性を見いだしている子もいらっしゃると思います。

ただ、そうではない子というのも確かにいらっしゃると思いますので、しっかりといろいろな可能性を見いだす機会について、私どももしっかりサポートしてまいりますので一緒に頑張っていけたらと思っております。

山西委員

私からも何点かお尋ねしたいと思います。

ただいま榊教育長から御説明を頂きました国府支援学校についてお尋ねしたいと思えます。

いよいよ国府支援学校の整備事業に着手するということでありまして、この度、基本実施設計費を計上されております。

このことについて、これまでも特別支援学校の在り方検討委員会の報告等で説明されてきたところではありますが、改めて事業の背景、目的、概要についてお伺いしたいと思えます。

猪子特別支援教育課長

ただいま山西委員から、国府支援学校整備事業の背景、目的等についての御質問を頂きました。

これまでに御説明申し上げたところとも重なりますけれども、国府支援学校においては、児童生徒数が増加してくるに伴う校舎の狭あい化、それから老朽化が進行しておりまして、本年度に設置いたしました新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会におきましても、早急な教育環境の改善を求める御意見を頂いております。

また、県議会からも国府支援学校をダイバーシティの先導モデルとして整備してはという御提案を頂くとともに、11月2日でございますが、知的障がいの子供を持たれる保護者団体の方から早期の狭あい化、老朽化の解消と機能強化に関する御要望を頂くなど、国府支援学校の整備に向けました県民の期待感が高まっていると感じております。

こうした状況の下、中央教育審議会の答申に向けた中間まとめの中で、小中高等学校等にはございます校舎、運動場の面積などの基準を定める学校設置基準を、これまで基準のなかった特別支援学校についても今後定めるべきであるということが盛り込まれまして、来春にも文部科学省から設置基準が示される見通しとなりました。

そこで、国が来春にも策定するであろう設置基準に即応し、老朽化、狭あい化する教育環境を早急に改善するとともに、みなと高等学園がこれまで先駆的に進めてまいりました地域一体型のキャリア教育など、ダイバーシティ社会の形成に向けた教育機能を国府支援学校にも実装いたしまして、新たな先導モデルとして整備するため、その基本実施設計にいち早く着手することに至った次第でございます。

山西委員

特別支援学校における教育環境の改善については、これまで須見委員長が本会議、あるいは文教厚生委員会の席でかねてから訴えてきた案件であります。

さきの9月議会の文教厚生委員会においても須見委員長から質問し、榊教育長からは11月補正での提案も念頭に置き取り組むという答弁があったわけであります。

今回の計上はそれを具現化するものだと考えておりますが、改めてなぜ当初予算ではなくて、この度の11月補正なのかということをお説明いただきたいと思います。

猪子特別支援教育課長

11月補正の意義ということについて御質問を頂きました。

国府支援学校の整備事業につきましては、従来から来年度の事業着手を目指してきたわけではございます。

ところが、そうした中で、国が特別支援学校の設置基準を来春にも策定するという方針が後から示されまして、そこで来春にも示される設置基準を基本実施設計に迅速に反映し、子供たちの学習活動が最速で開始されますように、この11月補正というタイミングを捉えさせていただきまして、いち早く整備の準備に取り掛かることにさせていただくことといたしました。

山西委員

国の基準に最速で合わせていくというこのスピード感について、私は大変評価いたしているところであります。

国からは来春にも特別支援学校の設置基準が示されるということでもありますけれども、現在の検討状況はどのようになっていますでしょうか。

猪子特別支援教育課長

設置基準の国の検討状況でございますが、これは刻一刻と検討が進んでおります。

最初に申し上げましたように、学校設置基準は学校の施設、設備等について必要な最低の基準を定めた省令という位置付けになっておりますが、現在、中央教育審議会の新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会において、答申案の作成に向けた中間まとめに特別支援学校の設置基準策定が必要であるという記述が盛り込まれております。

また、新聞各紙におきまして、文部科学省が来春にも特別支援学校に設置基準を策定する方針であるという報道が多く出されたところでございます。

さらに、この中央教育審議会の検討には作業部会がございしますが、そのうち特別支援教育分野の詳細な検討を行います特別支援学校の在り方に関する有識者会議で検討がなされております。

その内容につきまして、特別支援学校はこれまでたくさん設置されておりますが、実は地域の実態や障がいの種類等に応じて様々な設置の様態がございします。このため、設置基準については一律ではなく、全てに共通の内容、それから個別の学校に応じて配慮が必要な内容を合わせた最低基準であることが重要であると。また、基準を満たさない学校が直ちに使用できなくならないように国は必要な手立てを講じる必要がある等の検討がなされているというところでございます。

山西委員

新たに示される設置基準でございますが、どのように今回の基本実施設計に反映していくのかお伺いしたいと思います。

猪子特別支援教育課長

設置基準をどのように基本実施設計に反映するかという御質問でございます。

まず、今回の基本実施設計費につきましては、狭あい化解消の基本となります児童生徒数について、統計的な専門知識を有する有識者の助言に基づいて予測を行い、この推計値が令和7年度に最大で357名と算出いたしました。

この児童生徒の推計値を基にして、県外の新設学校等の事例も参考にいたしまして、また今後示される国の設置基準を満たすと予想できる教室の数、あるいは面積等を暫定的に算出いたしました。

この暫定案に基づきまして、県土整備部の助言も得ながら、今回の基本実施設計費を機械的に算出したものとなっております。

現在の積算内容につきましては、来春、国の設置基準が策定された際に直ちに反映作業を行うこととしておりまして、それによって最終的な基本実施設計費へと置き換えてまいりたいと考えております。

山西委員

様々な検討の中から357名という数値をはじき出したと、恐らくここが国府支援学校の生徒のピークになるかと思いますが、よく分かりました。

その人数でこれからの設計をやっていくということでもあります。

今回は設計費ということですが、本事業の総事業費、それから整備施設の規模感、あるいは今後のスケジュール、こういった全体像をお聞かせいただきたいと思います。

猪子特別支援教育課長

総事業費、規模感、スケジュール等についての御質問でございます。

ただいま申しましたとおり、基本実施設計費を今後置き換えるということでございますので、具体的な総事業費につきましては今後の基本実施設計作業の中で算出してまいりたいと存じますが、国府支援学校には小学部、中学部、高等部という幅広い年齢段階のための教室、それに加えて寄宿舎、作業学習室など多様な施設がございます。

こういう多様な施設を整備する必要があることを踏まえるとともに、本県および他県における過去の特別支援学校の新築整備の事業規模等を勘案いたしますと、70億円から80億円程度の規模になることもあるものと今は考えております。

次に、整備の規模、校舎等の規模ということになりますが、今後の児童生徒数の予測値と来春に示されます設置基準を踏まえて検討する必要があると考えております。

児童生徒数の予測値につきましては、申し上げましたように統計の専門の方からの助言を踏まえて推計しているところではございますが、校舎の規模については今後の基本実施設計の中で算出してまいりたいと存じます。

最後に、スケジュールでございます。

今後のスケジュールにつきましては、やはり校舎の老朽化が著しいということから早期の改築が必要であると認識はしておりますが、手狭な敷地の中で子供たちの学校生活を継

続しながらという工事になることからいろいろな課題も予想されるところでございます。

基本実施設計におきましては、まず教育活動への影響が最小限となるようなスケジュール作成を最優先にしつつ、工事中の児童生徒の安全の確保、それから工事によります騒音振動等への対応などの課題を一つずつ解決しながら、できるだけ早く工事が完了しますように検討してまいりたいと存じております。

山西委員

事業規模は今のところ70億円から80億円程度とお示しいただきました。

これから国の新たな基準をしっかりと反映した新たな国府支援学校を早急に実現していただきたいと強く願うものでありますし、全ての子供たちの個性をしっかりと引き延ばすことができる教育環境をいち早く整備することは教育行政の役目、役割でありますから、緊張感を持ってしっかりと取り組んでいただくようお願いしておきたいと思っております。

それから、今議会に提案されております教員の変形労働時間制についても確認させていただきたいと思っております。

私もさきの委員会で、この変形労働時間制の条例の制定を速やかに行うべきだということをお願いし、早速条例提案をしていただきました。

そのことについては率直に評価したいと思っております。

ただ、勘違いをしたらいけないと思うのは、先ほど井下委員が質問されておりますけれども、働き方改革をしっかりと断行して、そこで働き方改革の成果を挙げてこそ変形労働時間制を導入するか否かということに掛かってくると思っております。

働き方改革なくして変形労働時間制を導入しても余り効果を発揮しないと思っておりますから、やはりまずは働き方改革をしっかりと推し進める。同時に変形労働時間制を活用できるようなシステムを作っていくということが大事だと思っております。

働き方改革については、先ほど井下委員からも質問されましたので、今日のところは私からは質問いたしません。もう一つ大事なことは変形労働時間制という初めて導入される制度で、現場の先生方にこの条例の趣旨や意図、どういうところで活用していくことが一番効果的かといったことがまだまだ浸透していないような感じがいたしております。

今後、この条例が成立して以降のことになりますけれども、この制度の趣旨や内容について、教員の皆様方、特に管理職の先生方にどのように周知していくおつもりか、見解をお伺いしたいと思っております。

小倉教職員課長

ただいま山西委員から、変形労働時間制について、この制度が仮に成立した後の教員また管理職への周知について御質問を頂きました。

本制度は繁忙期の勤務時間を延長して、その延長分の休日をまとめて確保するというものになってございますので、当然この制度を導入しただけでは勤務時間自体が減るわけでもありませんし、何も変わりません。

ただ、常に45時間以内という上限がありながらも子供たち相手の仕事ということで、どうしても繁忙期がございます。

その繁忙期にしっかりと勤務時間を管理して、働いた分を夏季休業期間等の長期休業期

間中にまとめて取れるというメリハリのある勤務体系，これを確立することで忙しい中でも負担感の軽減や教育リフレッシュ時間の確保，また教職の魅力化といったものにつなげていく必要があると思います。

そのためには，山西委員から御指摘がありましたように働き方改革と合わせて断行していくと，そのためには教職員また管理職の意識の変容，変革が必要になってきますので，勤務時間の有効活用ができるための前提となります勤務時間のしっかりと把握，あるいは長期休業期間中のまとめ取りができるような業務改善，このあたりをしっかりと市町村教育委員会等，また県立学校の校長に対して，この制度の使い方，趣旨とともに，併せて説明や周知を徹底していきたいと考えております。

山西委員

変形労働時間制の話だけが独り歩きすることは，私の本意ではありません。

やはり働き方改革と変形労働時間制の活用ということをセットでしっかりと議論して，そして必要ならば現場に落とし込んでいく，その選択は各学校，各教員が判断されるということですから，しっかりとそのシステムを作るという意味で，今回速やかに条例化したということは大変有り難く思っています。

これからも，しっかりと現場の先生方にこの制度の趣旨をうまく伝え，効果的な運用につなげていただきたいと思いますと思っています。

変形労働時間制についてはこれで終わります。

それから，不祥事についても確認しておきます。

この度，2件の教員による不祥事が発生したということは，報道を通じて承知しているところであります。

不祥事案が発生したことについては，県教育委員会としても大変重く受け止める必要があると考えております。

なお，2件の不祥事のうち非違行為の事案については，被害者の御意向ということもございしますので，当委員会での発言は差し控えさせていただきます。

一方，県立高校の教頭の処分についてお伺いしたいと思います。

報道によりますと，飲酒後に車を運転して自損事故を起こした上，警察での報告を怠ったとして，停職1年の懲戒処分及び教諭に降任したということを承知しております。

この処分の妥当性についてお伺いしたいと思います。

この処分内容に至った経緯を含めて，この処分についての見解を求めたいと思います。

小倉教職員課長

県立高校の教頭による飲酒後の事故に伴う懲戒処分についてです。

こちらの事案の概要や処分したことについては，事前に委員の皆様方に御説明しておりますが，処分の妥当性について御質問を頂いております。

教職員の懲戒処分につきましては，その公平性や正確性を期すために教職員の懲戒処分の指針というものを策定，公表しております，これに基づいて処分することとしております。

こちらに，いわゆる非違行為のいろいろな形態が書かれておりますが，今回の事案は飲

酒後の運転ということで、飲酒運転かどうかというところを我々もしっかりと事実確認をさせていただきましたが、警察による飲酒検知の結果も基準値に至っていないということで、いわゆる酒気帯び運転には当たらないということを確認しました。その上で該当するのが、いわゆる物損であり、また当て逃げであるということです。

懲戒処分指針に基づくと、戒告や停職処分といった被害の実態に応じた広い部分になっておりますが、今回は飲酒運転に当たらなかったというものの飲酒後の運転であったこと、教頭という管理職の立場であったこと、また、飲酒運転であれば懲戒免職等になりますが、他県では基準値に至らなかった場合の懲戒免職処分について複数の裁判で争われており、そちらの裁判例等も確認したところ、いずれも基準値に至っていないものでも懲戒免職処分にしたものの、私が確認した範囲では全て教育委員会側の処分の判断が覆っているという実態も踏まえまして、今回はこの指針に基づく極めて重いと思われる停職処分という判断に至りました。

山西委員

この判断の受け止め方というのはいろいろあると思いますが、やはり適正な処分、判断というのが求められておるわけでありますから、先ほど小倉課長から答弁いただいたことを考えれば一定の理解ができるものと思います。

今後とも、こういう不祥事案がそもそも起こらないような再発防止策を徹底していただきたいと思います。

最後に、コロナ禍における児童生徒の心の状態に関する実態調査について、先ほど榊教育長から御説明を頂きましたが、この件についてお尋ねいたします。

コロナ禍における児童生徒の心の状態に関する実態調査であります。9月の付託委員会において、コロナ禍における児童生徒の心の状態についてスクールカウンセラーへのアンケート調査結果について御報告を頂いたところであります。

その際、より具体的に把握するために児童生徒及び教職員を対象としたアンケートを抽出で実施するというものであります。

そこで、この度の結果をどのように受け止めているのか、担当課の見解をお伺いしたいと思います。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま山西委員から、今回の調査結果をどのように受け止めているかとの御質問がございました。

今年4月から現在までの心の状態について、昨年度と比べまして、不安や悩み、ストレスが増えたという生徒が44.3パーセントとなっております。

また、現在の心の状態について聞いたところ、不安や悩み、ストレスがある、少しあると答えた児童生徒は60.8パーセントであり、そのうち39.2パーセントが新型コロナウイルスが影響している不安等があることが分かりました。

内容を見ますと自分や家族に感染することが最も多く、正しい感染予防の学習を継続することで不安の軽減を図ることが必要であると捉えております。

また、学校行事、文化・スポーツ、学習・進路といった日常の生活においてストレス等

を感じており、子供の心に影響があることが分かりました。

その反面、教職員の自由記述にもありますように、コロナ禍の現状を子供たちが受け入れ、子供たちなりに日々の生活を頑張っている様子も伺える結果であったと捉えております。

山西委員

スクールカウンセラーの調査結果からは、新型コロナウイルスが関係している相談件数の約半数が登校への不安であったと思いますが、児童生徒の調査結果では登校への不安はなかったのか、お伺いしたいと思います。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま、スクールカウンセラーの調査結果では相談件数の約半数が登校への不安であったが、今回の子供たちの状況はどうであったかという御質問であったかと思えます。

新型コロナウイルス感染症による不安や悩み、ストレスの内訳では、学校へ行くことに不安等を感じている児童生徒が16.3パーセント、選択肢10項目の多い順から見て8番目の結果となっており、これは全調査対象2,544名の3.9パーセントとなっております。

学校が再開して期間がたっていることで、新しい生活様式の下での学校生活にも慣れてきていること、各学校において制限のある中でも様々な工夫をした取組を行っていることで、学校へ行くことに対する不安等が3.9パーセントでとどまっているのではないかと捉えております。

しかし、教職員の調査からは新型コロナウイルスが影響していると思われる児童生徒の不安等の内容について、学校へ行くことが上位3番目に位置していることから、ふだん身近に関わっている教職員にとっては懸念材料の一つになっていることが分かる結果となっております。

今後も危機意識を持ち、アンテナを高くして児童生徒の理解に努めたいと考えております。

山西委員

児童生徒の調査結果の中で、自分や家族に感染することを一番不安視しているということでもありますけれども、感染予防に対する正しい知識をしっかりと身に付けていくことが必要になってくるのではないかと考えております。

また、今回の調査結果を受け止めて、今後どのように対応していくのか、最後にお伺いしたいと思います。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま山西委員から、感染予防に対する正しい知識のこと、それから今回の調査結果を受け止めてどのように対応していくのかという御質問であったかと思えます。

今回の調査結果を受け、やはり感染予防に対する知識を繰り返し継続して指導することが必要であると感じております。

これまでも学校等において指導を続けてまいりましたが、なお一層の取組が必要である

と捉えております。

具体的には、県や県教育委員会等が作成しております動画等の啓発資料の活用を促したいと考えております。

学校において活用がしやすくなりますように、調査結果を各学校と共有する際の案内の中にリンク集を掲載し、学びの環境を整えたいと考えています。

また、子供の心の状態、この調査結果を学校と情報共有し、教育相談の充実のための資料として活用するとともに、引き続き、SNS相談等の相談窓口の周知徹底を図る、更に身近な大人である保護者と教職員が連携し、見守り体制を強化するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の積極的な活用を促すことにより、学校における子供たちへのきめ細やかな対応を支援することで、子供たちの安全・安心につなげたいと考えております。

黒崎委員

私からも、先ほど山西委員が御質問された変形労働時間制等について、1点お尋ねしたいと思います。

教職員の労働組合が幾つかあるのですけれど、その一つからの御相談が私の手元にあります。

今回、条例化を目指すということで条例案が出ております。

この条例案が通れば、各市町村の中の教育委員会の規則という流れになるのですか。

（「はい」と言う者あり）

その市町村教育委員会規則の中に追記されるということでございまして、それぞれの学校が選択できるということのように聞いておりますが、それはそれでよろしいですね。

（「はい」と言う者あり）

その中で、条例の何条になるか分からないので○条と書いてありますが、教育職員の業務量の適切な管理を行うということでございまして、この管理自体はどなたがされるのですか。

小倉教職員課長

教職員の業務量の管理ですが、小中学校であれば服務監督権者であります市町村教育委員会、そして実際には各学校の所属長となります校長等の管理職が一義的には管理を行うこととなります。

黒崎委員

校長先生が管理されるということでございます。

こうなった場合、校長先生が一律にみんな同じお考え、同じ基準でということではあればいいのですけれど、校長先生の考え方がそれぞれ少しずつ違っていたらでこぼこになってこないかという心配が少しあるのですけれど、そのあたりはどのようにお考えになって、どのように調整しようとされているのですか。

小倉教職員課長

管理職による管理の概念ですが、まずは勤務時間という時間的な管理、把握、またその学校の業務量、先生方に割り振られた分担も含めた業務という量的な管理、こういったものの全てを含む言葉として、管理という言葉は説明されております。

学校によって地域の事情、生徒数、また生徒指導の問題が様々ありまして、業務量はどの学校も一律ではございません。

例えば、時間の管理であれば、我々からICT等を活用した客観的な勤務時間の把握をお願いしているところでして、各市町村においてもそういった取組の徹底を心掛けておりますし、各学校の校長はその市町村教育委員会の方針に従って時間を管理、把握していることになっておりまして、各学校の事情がいろいろあるとはいえ、客観的になるべく並びを取って、できるところはしっかり見直していく。

制度の活用についても条例に基づいて、また先ほど黒崎委員からもありましたように、各在校等時間等は市町村の規則に制定された上でやりますので、基本的にどの学校だけというばらつきは余り生じないという制度上の措置になっているわけです。

また当然、制度ができる前から説明をしっかりと丁寧に行い、制度が出来上がりましたら運用に大きく差がないようにしていきたいと考えておりますが、各学校の実情、教員の働く勤務量や教員の勤務形態に関する希望といったものもありますので、全て一律にと求めるものではないことは念のために補足しておきます。

黒崎委員

要するに、業務時間という無機質なものをそのレベルで管理していくというようなことで、そこには校長先生個人の主観といったものは入らないというように考えておいてよろしいですか。

小倉教職員課長

勤務時間の把握は客観的なデータに基づくことが望ましいという説明でございます。

一切主観が入らないかといえ、恐らく学校の状況や実情もありますので、必ずしも主観が一切入らないというものではございませんが、少なくとも勤務時間管理、把握につきましては客観性が求められるというものでございます。

黒崎委員

100パーセントではないということでございますので、それを管理する管理者の更なるチェックというものはどなたがなさるのですか。

小倉教職員課長

当然、管理職、小中学校の校長であれば市町村教育委員会、県立学校であれば県教育委員会、また市町村教育委員会に対しましては、この条例を作っているのは県でございますので、我々がしっかり説明する。

また、市町村教育委員会と連携をとりながら、例えば小中学校の校長に対しても直接説明や丁寧な制度の周知をする機会も考えていきたいと思っております。

黒崎委員

この制度を始めて不都合があったり、あるいはこれはここを変えたほうがいいのかということあれば、そのあたりは柔軟に対応していくというお考えはお持ちでしょうか。

小倉教職員課長

今後の提案を予定している条例案を御覧いただいた時に、より詳細が分かると思いますが、条例上、飽くまでも勤務時間の特例、先ほどの言葉で申しますと、メリハリを付けた勤務時間を可能にするといったものになっておりますので、どう活用するか、誰に活用するか、このあたりの運用はなるべく柔軟に、またまとめ取りができないのに勤務時間だけを延ばすことがないようにといった当然に求められる条件がございますので、このあたりは規則等にしっかりと書き込むことで、適法で適正な運用がなされるようにしていきたいと考えております。

黒崎委員

それと、頂いた資料の中に、休日のまとめ取りというのが8月の所に入っているのです。

ところが8月の夏休みというのは、聞くところによると研修が大変多くて、なかなかそううまくいくのかという意見もあるように私は聞いてはおるのですが、そのあたりはどのように対応なさるのですか。

小倉教職員課長

夏季休業期間中、黒崎委員の御指摘のとおり、教職員は勤務時間がありますし、また研修等が非常に多くなっております。

これは通常の学期である1学期や2学期は子供たちがいますので、担任を持っている先生などは研修をまとめて受けることができないので、どうしても夏季休業期間中等に増えているという実態はございます。

ただ、働き方改革の観点から、また先生方にも夏季休業をしっかりと取ってほしいということで、例えば昨年度は夏季休業期間中の研修の精選を行いまして、なるべく休みを取れるようにいたしました。また、今年度は新型コロナウイルス感染症で研修がほぼ中止になりました。

県教育委員会としてはこれを契機としまして、来年度以降の研修について真に必要なものであるのか、日数ベースや方法、オンライン化することで研修会場までの移動の時間をなくすといったことを含めて検討を行いまして、夏季休業期間中の研修も含めて、実質、日数ベースですと25パーセントの減、また全研修の3割程度はオンライン化を含めて移動の負担を解消しようという形で、精力的に進めているところでございます。

そういったことを含めまして、まとめ取りができる環境整備ということをやっていききたいと考えております。

黒崎委員

まとめ取りができる環境整備をやっていききたい、その研修の内容も洗い直すということ

であります。

ただ、質の低下ということにつながるのではないかという考え方、そういう角度で見方もおいでになると思うのですけれども、そのあたりはどのようにお考えですか。

小倉教職員課長

研修の減による教育の質の低下はあってはならないことになりますので、先ほどは日数減の説明をさせていただきましたが、単に量の削減ありきではなく、正に黒崎委員がおっしゃった中身、より最近の現代的な教育課題、あるいは新しい学習指導要領に応じた教育に対応した研修になっているかどうか、あと先ほどのオンライン化などは、移動に時間を掛けるのではなくオンラインによって自分自身で研修ができるし、またまとめて移動時間を要することなく研修ができるというような研修方法の工夫を行っております。

また、県教育委員会では、各学校現場で実践的な生徒指導や授業のやり方といったものを先輩教員が新任の教員を含めた若手教員を中心に教えるような徳島型メンター制というものを推奨しておりまして、県内でそういったメンター制度を取り入れる学校が少しずつ増えてきております。

こういったものを併用することで、教育の質をしっかりと確保していきたいと考えております。

黒崎委員

私も段々分かってきましたけれども、大切なのは一回これで決めたからこれでやりきるというのではなくて、少しずつ動かしながらチェックをして、作った条例ではあるけれどもやはりこう変えたほうが良いというところがあれば条例の修正も必要でしょうし、あるいは実質の中身の変更も必要になってくるだろうと思うのです。

見直しする内容がなくても、もう一回少し考え直してみようか、現場はどうですかとか、アンケートを採るとか、そういったことはお考えになっているのでしょうか。

小倉教職員課長

この条例自体は、まだ制度も出来上がる以前の段階ですので、今の時点で制度を直す直さないというのではなく、今はより良い制度の構成に向けて検討を進めている段階でございます。

ただ一方で、この制度を活用するに当たっての大前提となります働き方改革を進めるに当たって、例えば現場の先生方の声をしっかりと収集していく必要があると思いますし、今回の条例の準備に向けては、事前に職員団体に対する説明会を開催したり、また希望があった団体からの交渉に応じて、しっかりと意見交換を行ってきました。

また今後、働き方改革や学校の勤務量の削減といった改革についても、県教育委員会では多忙化解消推進会議という職員団体の代表の方を構成員とするような会議体を作っておりまして、こういった場もフル活用しまして、学校現場の認識とずれることがないような制度の運用や働き方改革の推進をしっかりと行っていきたいと考えております。

黒崎委員

いずれにしても働き方改革というのは必要ですから、客観的な視点で条例と実際の現場とを照らし合わせながらしっかりと対応していただきたい。

また、いろいろな団体の話も聞いてもいただきたいし、また十分に理解ができていない所には積極的に説明をしていこうという対応は必要かと思いますので、くれぐれもそのあたりをお願い申し上げまして、私からの質問は終わります。

吉田委員

私も変形労働時間制について少しお聞きしたいと思います。

黒崎委員からありましたように私のほうにも心配の声がまた更に届いていまして、今の御答弁でいろいろ解消した点もございます。

前の議会の時に、この制度は教育委員会、学校また学校現場の個人個人でメリット、デメリットもあることだし、取り入れるか取り入れないかは個別に判断できるということをおっしゃってくださったので、それはそれでメリットのある方は取り入れたらいいということで納得しておりましたが、その上でまた声を聞いたので質問させていただきます。

山西委員のおっしゃったように、働き方改革とセットでこそというのがこの制度の本質かと思うのですが、その上で一つ心配な点として、運用をきちんと行っていくということがあります。

前に会派に頂いた資料で、制度活用の留意点ということで、月40時間、年320時間の範囲内であること、休日をまとめて取りできる場合のみ活用可能、新たな業務の追加はできない、長期休業期間には休日を連続設定する場合のみに限定など、いろいろ配慮していただいているので、それを現場でしっかり注意喚起していただき、管理職の方とも共有していただいているということをお願いできると思います。

私が心配するのは、例えば4月や10月の繁忙期に時間外労働したとして、それをまとめて8月に休日のまとめて取りをするということなのではと思いますが、元々8月の生徒が休みの時に有給休暇ということで休みを取られている教職員の方も多いと思います。

その教職員現場での有給休暇の取得率について、年間を通じて何日取得されているか、ほかの公務員や中小企業、大企業と比べて何日なのか、また有給休暇が年平均の何日のうち8月には何日ぐらい取られているかというのが分かりましたら、お願いします。

小倉教職員課長

有給休暇の取得率につきましては手元にデータはございません。

吉田委員

では、付託委員会までに調べていただけたらと思います。

心配されるのは、元々夏休みに3日や5日で取っていた有給休暇が、この変形労働時間制の繁忙期の代わりの休暇に取って代わるだけだったら、繁忙期の超過勤務としていたものが超過勤務ではなく一定の時間内勤務になってしまい、結局時間外勤務としてカウントされなくなり、見える化ができなくなるのではないかとということをお聞きしたのです。

それをお聞きした時、働き方改革を考える上で時間外勤務を減らしていかないといけないという中で、それは減ったことにはならなくて、元々の有給休暇がこの休暇に代わるだ

けというのでは、確かにいけないなということを私も感じたもので、その辺をどう考えておられるのかということをお聞きしたいのです。

有給休暇のデータがないと分からないと思うので、調べていただけたらと思います。

小倉教職員課長

有給休暇取得率は手元に用意してございますが、有給休暇を取るということは働き方改革、業務量の改善が進んでいるという一つの目安にはなるかもしれませんが、有給休暇を使うこと自体が目的ではありません。

有給休暇取得率が上がったからといって何かよくなったかということ、当然の有給休暇の権利があってそれを行使しただけですので、何ら変わらないことであります。

この制度を仮に活用して、有給休暇で使っていたものを勤務時間の割り振りにならなくなったので休みになり、有給休暇取得率が下がったという評価がすぐに悪いかということそうではありません。

実際に国の議論においても、いつ病気になるか、けがをするか分からないという中で最終手段になるということでもありまして、有給休暇を使うことをためらっている先生がいるということ、あとは有給休暇を使い切っている先生方がいる中で、学校の平常日みたいに勤務時間を割り振らないということで、有給休暇に合わせて更に追加で休暇をもらえらるということにも今回の制度はメリットがあることになっています。

ですので、一概に有給休暇が使えなくなるのではないかという議論は当てはまらないのではないかと考えております。

吉田委員

言っているのは有給休暇が使えなくなるのではないかということではなくて、元々有給休暇が使えていたのがそれに振り替わるだけで、超過勤務としての何時間かが超過勤務ではなくなるということが、それはどうかということなのです。

数字が分からないのでそれを言っても仕方がないかもしれませんが、おっしゃっていることは分かります。

確かに、有給休暇だったら取りにくいけれど、この制度を利用して超過勤務にしていた分を正規の休みとして取れるほうが取りやすいという声もあり、それも聞きました。

ただ、4月でも何月でもいいのですけれど、忙しい時期の超過勤務が超過勤務にならないということはどうかということ、反対しているわけではないのですけれど、そういうデメリットもあるのではないかと思うので、それはそれできちんとカウントしてトータルを減らしていく、働き方改革とセットでということが本質ということです。

小倉教職員課長

私の理解の勘違いかもしれませんが、有給休暇を使わずとも休みが取れるということがこの制度のだいご味でございますし、有給休暇を使わなくなったからといって勤務時間が減るというのではなく、夏休みをまとめ取りする時間を確保して休みにする。

いわゆる勤務時間を割り振らないことで忙しい時に移すということがこの制度の趣旨なので、そもそもこの制度を使って休みを取得するという概念ではありませんので、吉田委

員に御相談いただいた方がどの程度制度を理解されているのか分からないのですが、少なくともそういった誤解がないように我々はしっかりと説明していきます。

有給休暇を取得している、していないということはこの制度自体には余り関係がありませんし、有給休暇の取得は個人が福利厚生の一環として持っているものでございますので、この制度に当たって有給休暇の取得率を今の段階で調査する必要もないと思っております。

申し訳ありませんが、その点は御理解ください。

吉田委員

有給休暇の取得率を調査する必要もないとおっしゃいましたけれども、働き方改革のこの変形労働時間制を導入するに当たって、言い方が少し誤解を招くかもしれませんけれど、今まで8月に有給休暇を取っていたのがなくなり、あるいは減ったとして、超過勤務だったものがなくなるというのはどうなのかという声があるということを知っておいてほしいと思ったのです。

私の説明が少し分かりづらいかもしれませんが、もし、そうであるなら超過勤務という数字がなくなってしまうというのは……

（「趣旨が違う」と言う者あり）

だから、もし趣旨が違うとしてもそういうことがあるという声に応えて、そういうことがないようにするために、その数字をきちんと残して管理するということを考えていただけたらいいと思うのです。

小倉教職員課長

繰り返しになりますが、有給休暇を使わずとも休みが取れるというもので、今、育児や介護で有給休暇を使い切っている先生方も結構います。そういった先生方は一時忙しいときの時間をためておいて、有給休暇を使わない休日が新たに創設できるというのが今回の仕組みでございます。

申し訳ありませんが、勤務時間が増えたのに有給休暇でといった議論は、そもそも有給休暇は勤務時間が割り振られている日に休む制度であり、今回は勤務時間が割り振られていない週休日を使うものでございますので、少し事例がずれているかと思えます。

吉田委員

有給休暇をもう使ってしまったたり、余裕のない方が使われるメリットというのは十分承知しているのですが、そういう考えの方も現場にいらっしゃるということですから、これから私も含めて教育委員会でこの制度の周知について十分話をしていかなければいけないということだと思います。

有給休暇については、取れている人と取れていない人で本当に差があると思うし、たくさん時間外労働をしている人でも取る権利があるのになかなか取りにくいということも聞いております。

先ほどの夏休みと年間の有給休暇の取得率の調査については、またそれとは別として教えてください。変形労働時間制と関係ないとおっしゃるのでしたら、やはり働き方改革と

してという働き方として教えていただけたらと思います。

小倉教職員課長

繰り返しになりますが、有給休暇の取得は個人の好きなタイミングで取っていただければと思っていますし、有給休暇を取りやすくすることが我々のミッションだとは思っています。

ただ、その数字を個々に調べて、例えば有休取得率が悪い学校はどうなるのかとか、市町村はどうなるのかというものをを用いて、我々が何かしらの施策をするというものでもありませんし、そのあたりは新たな調査をすることによる学校現場の負担も踏まえながら検討していきたいと思っています。

吉田委員

学校の負担が増えるかもしれないので、するかしないかは保留するということですね。

小倉教職員課長

当然、新たな調査として調べるに当たって、県教育委員会がそれで何をやるのか、それを調べることによって何が明らかになるのかといったメリットの部分と学校現場にどの程度の負担が掛かるのかといったデメリットの部分がありますし、もし余り負担が掛からず取れるようなものであれば取るといったことになります。

一概に、一律に有給休暇の取得状況というものを簡単に調べるということとはしませんということです。

また、市町村立であれば市町村教育委員会が服務監督権者であり、我々が一律に把握しているものではございませんので、そういったところの市町村教育委員会との連携や調査の必要性、負担の状況も含めて、ただいま吉田委員がおっしゃったとおり、するかしないかを含めて検討はしていきたいと思っています。

吉田委員

負担になるからと言われたら、邪魔はしたくないし、負担は掛けたくないという思いはありますけれども、有給休暇が取りやすいという指標は働きやすさということにつながっていくと思いますので、無理のない範囲で検討していただきたいと思っています。

これを言うとまた違うと言われるかもしれないですけど、用事ではなく休暇として、夏休みにまとめて有給休暇を取られている方が結構いると思うのですが、それと働き方改革が入れ替わってしまい、超過勤務の数字がそのまま増えるという心配があると私的には思うので、負担にならないければ、是非、有給休暇の取得率を調べていただきたいと思っています。

扶川委員

変形労働時間制の議論はまだ不勉強で聞いていただけなので、またレクチャーいただきたいと思いますが、端的にお尋ねします。

団体の意見とかを聞かれているということですが、現場の先生方の声というのはどうな

のですか、それはどのように把握されていますか。

小倉教職員課長

現場の先生方の声につきましてですが、職員団体との意見交換の際、また学校訪問した際の感触として聞いているのが、まずはこういったものを通じて長時間の休みが取れることになるというのはうれしいといった希望の声があります。

また、一部からは有給休暇の日数の制限を考えるとなく夏休みが取れるというののもうれしい、メリハリが付くというようなお話も聞いております。

一方で、部活動とかが忙しいので制度ができてもちよっと使えないかなというような声があるのも事実でございます。

扶川委員

そうすると、先ほど山西委員もおっしゃったみたいに、部活動の負担軽減とかといったこととセットでないと、結局生かせない可能性もあるということですね。

何もかも調査はできないと思いますし、私も知り合いに聞いてみますが、是非そのあたりをもう一回レクチャーいただきたい。賛否を決めるのに決められないということになるので、お願いしておきたいと思います。

それと、アンケートを採っていただいた、コロナ禍における児童生徒の心の状態に関する実態調査についても山西委員が質問されたのと全く同感で、御答弁いただいたとおりの対応でよいと思いますが、とにかく正しく新型コロナウイルス感染症を恐れるというような情報を子供たちに提供することが大事だというのはそのとおりだと思います。

しかし、不安や悩み、ストレスを抱えているということは考えようによったら、今、子供たちが新型コロナウイルス感染症について非常に問題意識を持っている、怖がっているということになります。

だから、教育をするチャンスだと捉えておるのです。

新型コロナウイルス感染症に対して正しく恐れる知識を教育するチャンスと捉え、この際、こういうことを徹底的に教えると。

それから、大人の社会でもそうですが、怖がるあまり人を攻撃してしまって、マスクを掛けていないということだけで暴力を振るったという事件がありますけれど、大人ですらそういうことにもなるのですから、子供の心の中ではどういうことが起こるのかということが心配です。

そういう意味では、この対策として、この機会に新型コロナウイルス感染症を巡る差別というものについて、改めて深く掘り込んで子供に教育するということがストレス軽減にもつながる。

また、病気になったら怖いという中には、健康の問題だけではなく自分が差別されるという意識も入っていると思うのですが、そういう不安解消の教育も重要だと思います。

そのあたりを是非前向きに、このアンケート結果を踏まえた取組をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

濱田人権教育課長

ただいま扶川委員より、コロナ禍における児童生徒の心の状態に関する実態調査のアンケートから、いわゆる新型コロナウイルス感染症における差別問題についての御質問を頂きました。

扶川委員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症による子供たちの不安、またそれに起因する人権に関わる新たな問題が子供たちにとっても本当に差し迫っている部分であると感じます。

子供たちにとってみたら、いつ誰が感染する可能性があるかも分からない、自分たちがこの問題の当事者になるかも分からないということは、人権を学ぶ中で我が事のように捉えるといった人権の学びの大きなチャンスだと捉えております。

人権教育を統括、推進する人権教育主事の研修会がこの度ございましたけれども、各学校において新型コロナウイルス感染症に関する差別に起因しての学習、あるいはしっかりと正しい対策をとりながらもそういった偏見や差別が起きてはならないのだといった実践の積み上げがなされているという報告をよく聞きますし、また研究指定の学校の中でもそういった授業の実践ということが多く寄せられております。

今後も、このコロナ禍の中での教育が続く可能性はあるのですが、児童生徒の誰もが被害者あるいは加害者にならない、しっかりと正しい知識とともに偏見、差別をしない、許さないといった教育をこれからも推進してまいりたいと考えております。

扶川委員

あと一つ、私が中学校のPTAの会長をやっていた時に、いじめ問題を機に保護者のPTAでの学習会をやって、かんかんがくがく議論しました。靴下の色を決めるのはいいのか悪いのかとか、そこで意見の対立もありました。

子供たちにせつかく正しい知識を教えても、保護者の方の意識が変わっていかないと駄目なものですから、PTA活動というのは非常に大事だと思うのです。

この際、積極的に保護者の方に対する情報提供、自主的な活動ですけれどもできるものならばPTAなどでこういう勉強会をして、子供を大切に思うのであれば子供がこういう不安を持っている今こそお母さん方、お父さん方が新型コロナウイルス感染症の問題について自分たちも正しい知識を身に付けようという呼び掛けを是非やっていただきたいと思うのですが、その点をお願いしたいと思います。

木野内生涯学習課長

PTAとの連携による新型コロナウイルス感染症に対する理解の促進、いじめを起こさせない体制の整備ということでお話を頂きました。

県教育委員会といたしましては、県内の各PTA団体と常に連絡、連携を図りまして、必要に応じて指導、また助言を行っているところでございます。

県内4団体の関係者が一堂に会する場におきましても各種研修の機会を設けているところでございまして、直近では、とくしま家庭教育のつどいということで、各PTAの関係者、また保護者が集いまして、教育の課題について研修する場を設けております。

こういった機会を通しまして、保護者やPTA、教員等の理解促進、また連携に努めてまいりたいと考えております。

増富副委員長

最後の質問になると思うのですが、修学旅行について伺いしたいと思います。

それぞれの市町村の小中学校においては行かない、市町村内の施設で修学旅行を済ます、宿泊訓練等みたいな感じで修学旅行に代えるといういろいろな工夫をしておると思います。

県立の学校について伺いしたいのですが、タイムリーな話で昨日少し聞いたのですが、川島高校と阿波高校が昨日から修学旅行に行ったという話を聞きました。

どういう日程で、どういう所に行ったのか、まずお聞きしたいと思います。

佐山学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

ただいま、県立高校における修学旅行の日程等について御質問を頂きました。

増富副委員長のおっしゃったとおり、阿波高校と川島高校が11月24日火曜日から、27日金曜日に掛けまして3泊4日で行っております。

阿波高校につきましては、滋賀、三重方面、宿泊地は三重県となっております。

川島高校につきましては、三重、愛知、京都方面で宿泊地は三重県、愛知県となっております。

増富副委員長

何とか感染対策ということで非常に苦労したと思うのですが、例えばバスで移動するのでバスの中の感染対策はできておるのですが、バスを降りて周りを観光して、またバスに帰ってきたら大変なことになるということで、いろいろな対策をしていると思うのですが、どういう対策をして執り行っているか、お聞きしたいと思います。

佐山学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

ただいま、感染防止対策について御質問を頂きました。

今、2校のことにつきまして聞き取り等を行ったところ、まず一般社団法人日本旅行業協会が作成しております新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引きというものがございまして、こちらを基に感染防止対策を実施しております。

具体的に申し上げますと、まず旅行実施前につきましては、2週間前から健康観察表の記入等により健康を確認する、更にはマスク、除菌シート、手指消毒用スプレーなどを生徒に配付するといったことを行っております。

また、先ほどもお話がありましたが、バスにおきましては、全行程を貸切バスで移動、バス会社によりまして座席、手すり等の消毒を行い、更に空調、窓の開閉による換気を徹底すると。またバス内では、マスク着用の徹底、飲食や会話の自粛、更には座席を指定、トイレ休憩や見学の後、バスに乗車する際には手指消毒を徹底するといったことを行っております。

また、見学先、休憩場所、食事会場におきましても、マスク着用の徹底、入り口での手指消毒、またサーモグラフィー等による検温、更に3密回避のための行動、座席の間隔の確保などを行うと。

さらに、食事につきましては原則個別食という形を取っておりまして、各自で取るような場合には使い捨て手袋、更にはマスク着用ということにしております。

また、ホテルにおきましては、阿波高校につきましては全館貸切、川島高校につきましては一般客はおるのですが、別の動線を設定して一般客とすれ違うことがないようにしております。

また、ホテル内の部屋、食事会場の除菌をホテル従業員が行っており、入館時におきましては、部屋常備の除菌スプレーによりまして制服を除菌してホテルに入るということを行っております。

また、起床後と就寝前には検温し、引率教員による体調確認をしております。

また、旅行が終わった後も2週間健康観察表を記入して、健康観察を徹底するというようにしております。

なお、旅行期間中につきましては看護師1名を付けて体調管理等を徹底するようにしておりますし、また旅行代理店からも担当2名が付いているというようなことで、感染防止対策を徹底しております。

増富副委員長

何か軍隊のようなすごいことになっておるのですが、今回の川島高校と阿波高校が県内で初めての県立学校での修学旅行なのですか。

佐山学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

他校で実施しておるものもあるのですが、例えば徳島中央高校の通信課程での実施もありましたが、少人数での旅行ですので、100人を超える大規模での修学旅行につきましては今回が初めてとなります。

増富副委員長

今回、阿波高校と川島高校が行ったことによって、この結果を踏まえて、これから予定する高校等については非常に参考になると思うのですが、学校の先生にとって、行くことによって非常に苦勞したことがたくさんあるだろうし、行きながら不安なこともたくさんあって、すごいことだと思うのです。

今年度は新型コロナウイルス感染症ということで、生徒たちも非常に病んでおるといったらおかしいかもしれませんが、それに対して先生が一生懸命になって修学旅行に行かせてあげようという気持ちがすばらしく、この後に追隨してほしいのですが、教育委員会としての今後のサポートはどのように考えていますか。

佐山学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

ただいま、今後のことについて県教育委員会としてどう対応するかということで御質問を頂きました。

今後の感染の状況等にもよりますが、県教育委員会としましては、今回の阿波高校、川島高校が取り入れた感染防止対策などの情報、工夫された点について、機会を捉えて他校にも情報提供していくことを通しまして、安全、安心に修学旅行が実施できるよう指導、

助言していきたいと考えております。

増富副委員長

是非，教育委員会としてもサポートしてあげて，いい思い出の修学旅行を作ってあげられるように頑張してほしいと思います。

須見委員長

ほかに質疑はありませんか。

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，教育委員会関係の調査を終わります。

これをもって，文教厚生委員会を閉会いたします。（16時09分）